

交野市教育大綱

(令和 7 年度～令和 8 年度)

(案)

令和 6 年 月

交野市

1. 教育大綱の考え方

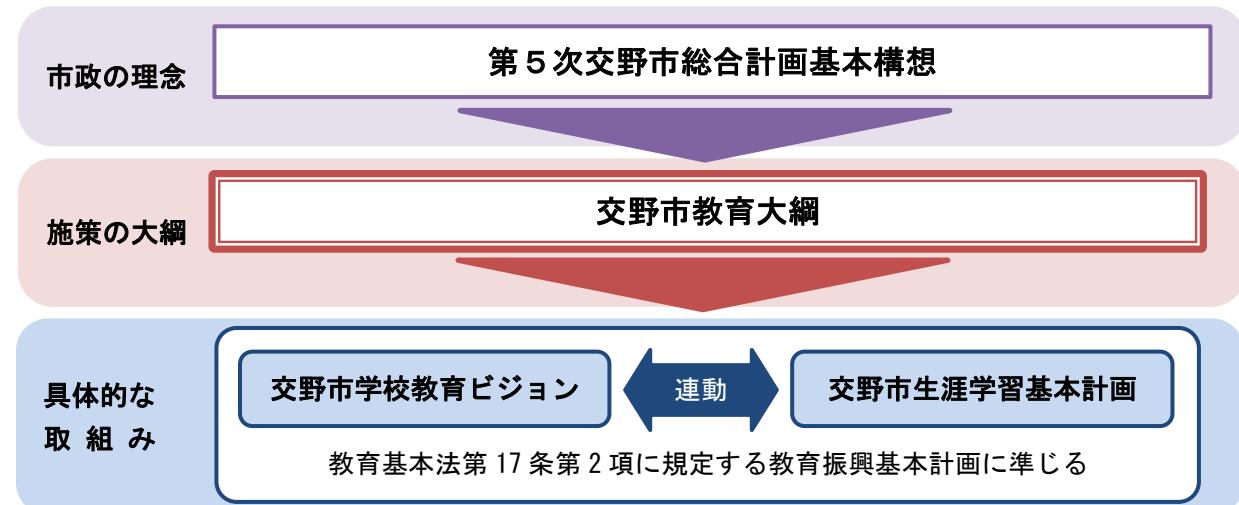


(1) 教育大綱とは

交野市教育大綱（以下、「本大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱として定めるものです。

本大綱は、同法に規定される「交野市総合教育会議」において、市長と教育委員会にて協議・調整のうえ策定したものであり、策定後も、本大綱に基づく施策展開について協議・調整を行います。

本大綱に係る具体的な取組みは、「交野市学校教育ビジョン」及び「交野市生涯学習基本計画」に基づき進めます。



【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(2) 教育大綱の期間

教育大綱は地方公共団体の長が定める方針であることを踏まえ、市長任期と期間を揃えるため、本大綱の期間は令和7年度から令和8年度までの2年間とします。ただし、国の教育に関する施策や社会状況等に大きな変化が生じた際には、総合教育会議において協議・調整を行い、本大綱を改定します。

2. 基本理念



全ての市民に、質の高い学びの機会を

～ 地域全体で公正・公平な教育環境の実現 ～

- ◎ 学校教育においては、「義務教育の公正性、公平性」を確保し、必要な環境整備に取り組むとともに、子ども達に質の高い教育を提供します。
- ◎ 生涯学習においては、市民の誰もが生きがいのある生活を営めるよう、多様な学びの機会を提供します。
- ◎ 教育に係る新たな取組みを進めるときには、市民、地域、保護者や子ども達に対する十分な説明に努めます。

3. 基本方針



(1) 確かな学び、基礎学力の定着

- ① 交野市では、義務教育の公正性、公平性の観点から、二度と小中一貫校の建設を進める予定はありませんが、6・3制を前提とした上で、これまで積み重ねてきた小中一貫教育の手法は活かし、交野市ならではのより小学校と中学校とを緊密に連携させた教育を推進します。
- ② 読み・書き・計算といった基礎学力の定着・向上を軸に、自らの頭で考え表現する力や、対話を通じて答えを生み出す力等、今後の社会で必要となる学力や能力の育成を図ります。
- ③ よりきめ細やかな指導ができるよう、小学校低学年において順次30人以下学級を実施するとともに、教科担任制等による授業の充実を図ります。
- ④ とりわけ小学校高学年にて、家庭における学習習慣の定着を図ります。
- ⑤ 幼児教育と小・中学校教育の円滑な接続を進め、義務教育終了までに、豊かな人間性や健康・体力をバランスよく身に付けさせるため、教育内容の充実や教職員の指導力向上を図ります。
- ⑥ 地域と共に子ども達の豊かな成長を支えるコミュニティスクールの実現を目指します。

(2) 質の高い教育環境の整備

- ① 将来人口推計を踏まえ、当面の間、交野みらい学園を除く既存小中学校の老朽化対策として、トイレの大規模改修、体育館へのエアコン設置、照明のLED化、エアコン未設置教室へのエアコン設置、屋上防水・外壁塗装等の改修を進めます。
- ② 校区間の公平性を確保するため、既存の小中学校についても、机・椅子、大型テレビモニター、カーテン等の学校備品の更新・充実に取り組みます。
- ③ 義務教育は無償であるとの考え方の下、学校給食については、児童・生徒等の意見を取り入れつつ、適切な栄養価を満たした質の高い給食を提供するとともに、更なる学校給食費の段階的無償化を進めます。

(3) 子どもの安全・安心の確保

- ① 不登校やいじめなどの課題に対し、未然防止はもとより、早期発見・早期対応に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。
- ② 家庭環境や保護者の経済的事情を踏まえた支援や子どもの心のケアを進め、誰もが希望と安心をもって学べる教育環境を目指します。
- ③ 地域と連携しながら登下校時における子どもの安全確保に取り組むとともに、フリースペースの拡充等、放課後の居場所づくりを進めるなど、子どもたちが安心して元気に育つ環境づくりを進めます。

(4) 生涯を通じたスポーツ・文化の振興

- ① 全ての市民が、主体的にスポーツ・文化活動に取り組むことができるよう、生涯学習施設の老朽化対策、バリアフリー化、機能向上、防災機能の強化等を進めます。
- ② 市民の生涯学習を支援するため、多様な学習機会の提供に取り組むとともに、地域における生涯学習活動の活性化を図ります。
- ③ まちの自然や歴史・文化財などの地域資源を活用し、多彩な学習機会や情報の提供を行うとともに、文化遺産の適切な維持保全を進めます。